

キャリア形成促進助成金の改正概要(新旧対照表)

[現 行]

[平成19年8月4日から]

訓練等支援給付金	→ (変更なし)
訓練を受けさせる事業主に対する助成 訓練(Off-JT)に要した費用(経費・賃金)の一部を助成 [中小企業1/3] 非正規労働者の訓練(Off-JT)に要した費用(経費・賃金)の一部を助成 [中小企業1/2、大企業1/3] 実践型人材養成システムによる訓練(OJT)を実施した場合に労働者1人1時間当たり600円を支給 [中小企業・大企業] 実践型人材養成システムによる訓練(Off-JT)に要した費用(経費・賃金)の一部を助成 [中小企業1/3・大企業1/4]	
自発的職業能力開発支援を行う事業主に対する助成 自発的職業能力開発支援に要した費用(経費・賃金)の一部を助成 [中小企業1/3・大企業1/4] 自発的職業能力開発支援制度を導入した場合に16万円を支給 [中小企業・大企業] 上記制度利用者1人につき5万円を支給(制度導入3年経過後は2万円) [中小企業・大企業]	

職業能力評価推進給付金	→ (変更なし)
資格試験等の受験に要した費用(経費・賃金)の一部を助成 [中小企業3/4・大企業3/4]	

地域人材高度化能力開発助成金	→
※地域雇用開発促進法に規定する能力開発就職促進地域又は高度技能活用雇用安定地域に所在する事業主が対象	
訓練(Off-JT)に要した費用(経費・賃金)等の一部を助成 [中小企業1/2、大企業1/3]	

地域雇用開発能力開発助成金
※地域雇用開発促進法に規定する雇用開発促進地域に所在する事業主が対象
訓練(Off-JT)に要した費用(経費・賃金)の一部を助成 [中小企業1/2、大企業1/3]

中小企業雇用創出等能力開発助成金	→ (変更なし)
※中小労働法に基づく改善計画の認定を受けた中小企業事業主が対象	
訓練(Off-JT)に要した費用(経費・賃金)等の一部を助成 [中小企業1/2]	